

別表二

(平成二十三年)

九	番号	傍		受	令	状	
	請求	発付					
一件 (報告済み)	一件 (報告済み)	麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十条の二第二項、同第一項） 【業として行う覚醒剤等の譲渡】					四人
		新たに逮捕した人員数					

(平成二十四年)

番号		傍	受	令	状	新たに逮捕した人員数
九	一件 （報告済み）					
	一件 （報告済み）	麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚醒剤等の譲渡】				
	四人					

(注一) 「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいう。

(注二) 「新たに逮捕した人員数」とは、平成二十三年中及び平成二十四年中に傍受を実施した事件に関連して、平成二十五年中に新たに逮捕した人員数をいう。

(注三) 平成十四年から平成二十二年までに傍受を実施した事件に関連した平成二十五年中の新たな逮捕者はなかった。